

事業計画（平成27年度）

「特別養護老人ホーム コート・スマイル」

1【基本理念】

人としての尊厳を守り、生きがいある生活の支援

2【基本方針】

コート・スマイルは、利用者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、食事、入浴、排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の支援、機能訓練、栄養ケア、健康管理及び療養上の支援を行うことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（個人の尊重）

利用者の尊厳と、1人ひとりの思いを尊重し、信頼関係に基づいた家庭的で生活感のある暮らしを営むことができるよう支援します。

（利用者主体）

利用者の意思・選択の自己決定を最大限に尊重して、生きがいのある暮らしの実現、生活の質の向上に努めます。

（地域福祉の増進）

地域の中で、地域と共に歩む施設として、施設の専門機能を地域へ還元するよう地域福祉の増進に寄与するとともに、関係機関と連携し高齢者福祉サービスの中核施設を目指します。

3【部署別目標】①サービス水準の向上に向けて ②収支の健全性に向けて

・事務

- ① 電話対応、親切な対応
- ② 各種コスト管理の徹底

・介護支援専門員、生活相談員

- ① 実践の確認。
- ② 特養介護報酬の安定化（目標：ショートステイは、平均8人/日）

・看護

- ① 適切医療処置を適確に行う、感染対策。
- ② 物を大切に使う。

・栄養

- ① 個々人の状態や思いに添った栄養ケアの実施。
- ② コスト削減（無駄遣いを無くす）

・2階介護職員

- ① サービスの質の向上（利用者の笑顔を引き出す）
- ② 適性使用による節約

・3階介護職員

- ① サービスの質の向上（体調を維持し離床時間を増やし、食事時、椅子に座って食べていただく）
- ② コスト削減（無理、無駄を排除、削減）

4 入退所

利用者の選択性、社会保険制度としての公平性等を踏まえ、優先入所等の基準を明確にし、地域福祉の発展に寄与する。

- (1) 入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら便宜を供することが困難である場合は、病院若しくは介護老人保健施設を紹介する等の適切な処置を速やか講ずる。
- (2) 入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- (3) 入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- (4) 前項の検討に当たっては、生活指導員、介護職員、看護職員、等の職員の間で協議する。
- (5) その心身の状況、その置かれている環境に照らし、居宅において日常生活を営むことが出来ると認められている入所者に対し、家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。
- (6) 入所者の退所に際しては、介護保険法に規定する居宅介護支援を行う者にたいする情報の提供その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 利用者の処遇に関する計画

- (1) 利用者について、その心身の状況、その置かれている環境、その家族の希望を勘案し、同意を得て、処遇に関する計画を作成する。
- (2) 入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

6 処遇の方針

- (1) 利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、処遇を妥当適切に行う。
- (2) 処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- (3) 処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、その家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 処遇に当たっては、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- (5) 自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図る。

7 介護

- (1) 介護は、自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭を行う。
- (3) その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) おむつを使用せざるを得ない適正に取り替えるものとする。
- (5) 入所者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

8 食事の提供

- (1) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに適切な時間に行う。

(2) 食事の提供は、自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努める。

9 相談及び援助

常に心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

10 社会生活上の便宜の供与等

- (1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜のレクリエーション行事を行う。
- (2) 利用者の利便を図るため、計画的にスーパー等への買い物行事を行う。
- (3) 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者またはその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
- (4) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、入所とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

11 機能訓練

利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

12 健康管理

- (1) 医師又は看護師は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- (2) 医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳〔老人保健法(昭和57年法律80号)第13条の健康手帳をいう。〕に必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

13 協力病院

- (1) 入院治療を必要とする利用者のため、次の医療機関に協力を依頼する。

場 所 岐阜市芥見大般若1丁目84番地

医療法人社団カワムラヤスオメディカルソサエティ 河村病院

- (2) 予め協力歯科医療機関として協力病院河村病院内の歯科に依頼する。

14 地域との連携等

その運営に当たっては、地域住民又は、その自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流を積極的に進める。地域貢献委員会を新たに設け、具体的な取り組みを推進する。

15 事故発生時の対応

- (1) 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を講ずる。
- (2) 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

事業計画（平成27年度）

「短期入所事業」

1 【基本方針】

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 【目標】 ①サービス水準の向上に向けて ②収支の健全性に向けて

- ① 一人ひとりの意欲を引き出す支援
- ② 月平均8人利用を目指します

3 利用対象者

この事業の利用者対象者は、概ね65歳以上の要介護又は要支援者(65歳未満であっても初老期痴呆に該当する者を含む。)であって、身体が虚弱または寝たきり等のために日常生活を営むのに支障がある者とする。

4 介護

- (1) 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清拭を行う。
- (3) 入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- (4) おむつを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に取り替えるものとする。
- (5) 入所者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

5 食事の提供

- (1) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した物とするとともに適切な時間に行う。
- (2) 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努める。

6 相談及び支援

常に入所者の心身の状況、その置かれている環境的の把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、費用な助言その他の支援を行う。

7 社会生活上の便宜の供与等

- (1) 教養娯楽設備等をそなえるほか、適宜入所者のためのレクリエーション事業を行う。
- (2) 入所者の利便を図るため、計画にスーパー等への買い物行事を行う。

事業計画（平成27年度）

「デイサービスセンター コート・スマイル」

1【基本方針】

デイサービスセンターは、要支援、要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、個人の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護予防を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2【目標】①サービス水準の向上に向けて ②収支の健全性に向けて

①利用者様のニーズに応えるサービス、レクリエーションの充実。

②1日平均利用者数 7名

3 利用対象者

この事業の利用対象者は、概ね65歳以上の要介護または要支援老人(65歳未満であっても初老期痴呆の該当する者を含む。)であって、身体が虚弱又は寝たきり等のために日常生活を営むのに支障がある者とする。

4 事業の実施

利用者のそれぞれ通所介護計画に基づいて次のようなサービスの提供に努める。

(1) 基本事業

生活指導 (相談援助等)

機能訓練 (日常動作訓練)

介護サービス (移動や排泄の介助、見守り等のサービス)

介護方法の指導

健康状態の確認

送迎

(2) 通所事業

給食サービス

入浴サービス

(3) 入浴サービス及び給食サービスを実施する場合は、利用対象者の健康を十分勘案するとともに食品衛生管理について十分配慮し、サービスの向上に努める。

(4) 関連機関等と連携を密にするとともに、ボランティアの協力を得られるよう配慮し円滑な運営に努める。

事業計画（平成27年度）

「グループホーム スマイル」

1【基本方針】

グループホームは、認知症の状態にある要支援2から要介護者を対象とし、日常生活においての援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、精神的に安定した健康で明るい生活を送れるように支援する。

2【目標】①サービス水準の向上に向けて ②収支の健全性に向けて

- ① 利用者様のできることに目を向ける。
- ② 備品を大切に使う、こまめにスイッチを切る。

3 利用対象者

概ね65歳以上の中程度の認知症高齢者（65歳未満であっても初老期痴呆に該当するものを含む。）であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 家庭環境等により、家庭での介護が困難な者であること。
- (2) 概ね身辺の自立ができており、共同生活を送ることの支障がないこと。（極端な暴力行動や自傷行為がある等共同生活を送ることが難しい者を除く。）

4 事業内容

- (1) 一定期間、住居及び食事の提供を行う。
- (2) 利用者に対して、金銭管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに緊急時の対応を行う。
- (3) 利用者に対して、食事、入浴及び排泄等の援助を行う。
- (4) 痴呆性老人の介護サービス計画を作成し、共同生活を送る上で自らの役割を持ち生活環境に応じた行事、レクリエーション等を共同で行えるよう援助に努める。
- (5) 付近の散歩、ドライブ及び買い物等を計画的に行う。

5 その他

認知症老人に対するケアの実施、ケアの確保、緊急時の体制等の配慮に努める。

- (1) グループホームと同一建物内に特別養護老人ホームコート・スマイル及び近接して介護老人保健施設カワムラコート等のバックアップ施設があり、ボランティア等のサポート体制も確保する。
- (2) ケアの確保、緊急時の体制については、近接する総合病院である河村病院を協力医療機関に依頼し、迅速に対応できる体制が確保されている。
- (3) 2カ月に1回家族会議を開催し、意見交換を行う。
- (4) 運営推進会議を通じ、地域貢献できるよう努める。